

## 第3期富山県教育振興基本計画（案）に対する意見募集について

富山県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本県が目指す教育の姿（目標）や施策の基本的方向などを明確に示し、それらを確実に実現するために今後5年間に必要な教育施策や取組みを体系的に整理したものです。なお、この計画は、富山県教育大綱に即したものとします。

本計画の対象期間が令和4年3月末で満了となることから、現在、令和4年度から8年度を対象期間とする「第3期富山県教育振興基本計画」の策定作業を進めております。

本計画の策定にあたり、多くの県民の皆様からご意見を募集いたします。

**1 意見を募集する案件名**

第3期富山県教育振興基本計画（案）

**2 公表する関連資料**

- (1) 第3期富山県教育振興基本計画（案）概要【資料1】
- (2) 第3期富山県教育振興基本計画（案）【資料2】
- (3) 第2期富山県教育大綱（令和3年3月策定）【資料3】
- (4) 教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）【資料4】

**3 関連資料の公表場所**

富山県ホームページ、県庁県民サロン、県情報公開総合窓口、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館、県教育委員会教育企画課

**4 募集期間**

令和4年1月27日（木）～ 令和4年2月16日（水）  
ただし、郵送の場合は、2月16日（水）消印まで有効

**5 意見の提出方法及び提出先**

- (1) 郵送 〒930-8501（住所記載不要）  
富山県教育委員会 教育企画課 企画係 あて
- (2) ファクシミリ 076-444-4433
- (3) 電子メール 県ホームページ パブリックコメント専用フォーム  
(<https://www.pref.toyama.jp/kensei/kenseisanka/kenseisanka/publiccomment/index.html>)

**6 意見提出時の留意事項**

- (1) 様式は任意（参考様式をご参照ください。）ですが、個人の場合は住所、氏名、電話番号を必ず記載してください。また、法人の場合は法人名、所在地、電話番号を必ず記載してください。（記載された個人情報、この意見募集に係る利用目的以外の目的には使用しません。）
- (2) 電話等による口頭でのご意見は受け付けできませんので、あらかじめご了承下さい。

**7 ご意見の取扱い**

- (1) 皆様からいただいたご意見につきましては、教育企画課でとりまとめ、「第3期富山県教育振興基本計画（案）」の策定の参考とさせていただきます。
- (2) ご意見の概要及びこれらに対する県の考え方等については、後日、県ホームページ等で公表いたします。
- (3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

**8 問合せ先**

- (1) 富山県教育委員会 教育企画課 企画係  
TEL：076-444-4583
- (2) お問い合わせは、午前8時30分から午後5時15分までの間（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。）にお願いいたします。